

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年6月1日現在)

当院は『保険医療機関』です。

病院内及び敷地内は禁煙となっております。ご協力をお願いいたします。

I 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解ください。なお、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

IV 電子的診療情報連携体制整備加算及び在宅医療DX推進体制整備加算に係る院内掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制があり、診察室等において取得した診療情報を活用して診療を行っております。

マイナ保険証から取得したデータを活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証のご利用をおすすめしております。

当院は電子処方箋対応施設です。

現在、電子カルテ情報共有サービス等の準備を行っております。

V 情報通信機器を用いた診療に係る院内掲示

当院ではオンラインでの診療(テレビ電話)を行っております。

また、初診の方は向精神薬の処方は出来ませんのでご了承ください。

VI 当院は関東信越厚生局長に下記の届出をおこなっております。

1)入院時食事療養(Ⅰ)に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、食事は管理栄養士の管理の下に適時適温で提供しております。

(朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時)

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 情報通信機器を用いた診療による基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 電子的診療情報連携体制加算 2 (外来 初・再診)
- ・ 電子的診療情報連携体制加算 2 (入院基本料等)
- ・ 障害者施設等入院基本料
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算
- ・ 看護補助加算 2
- ・ 夜間 75 対 1 看護補助加算
- ・ 感染対策向上加算 3
- ・ データ提出加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の (1) に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅患者訪問診療料 (I) の注 1 3 (在宅患者訪問診療料 (II) の注 6 の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 2 0 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・ 入院ベースアップ評価料
- ・ 酸素の購入価格の届出
- ・ 一般名処方加算
- ・ 外来・在宅物価対応料
- ・ 入院物価対応料

4) 機能強化加算に係る院内掲示

当院は必要に応じ、患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行い診療録に記載致します。なお、必要に応じ担当医の指示を受けた看護職員等が、情報の把握を行うことも可能です。

当院では必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っております。

当院では医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を

検索できます。

健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。

お問い合わせ 代表 043-489-0373